

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連 8 法案が昨年 8 月に成立した。そして、安倍総理は法律どおり翌年 4 月 1 日から消費税率を 5 % から 8 % へ引き上げる決断をされた。法律ではさらに平成 27 年 10 月には 10 % へ引き上げられる予定となっている。

消費税率の引上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8 % 引上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約 7 割が導入を望んでいる。

さらに、新聞に関しては、報道の自由を基に『知る権利』を実質化するというメディアの果たす役割は大きく、衣食住に次ぐ必需品と言え、ヨーロッパ諸国では、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っている。

与党の平成 25 年度税制改正大綱では「消費税 10 % への引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されている。よって、政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求める。

1. 食料品など生活必需品及び新聞への軽減税率の導入を図ること。
2. 「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

大阪府阪南市議会